未成年者契約

入善町編

H 2 6. 2. 2 7 日号

友達に誘われて、エステの体験に行ったところ、「10 代の肌とは思えない。至急手当が必要だ」と言われ、親に内緒で勝手に契約をしてしまいました。とても高額なので、解約したいのですが・・・

★注意内容★

民法では、未成年を保護するために、未成年者が親権者(親など)の同意を 得ないでした契約は取り消す事ができるとしています。

ただし、未成年者が小遣いとして渡されている範囲でした契約や、相手をだま してした契約は取り消しできません。

『気をつけてください!』

- ①業者の勧誘時の説明をうのみにせず、必要がない場合や、相手の説明に納得できない時は、きっぱり断りましょう。
- ②未成年契約の取り消しは、必ず書面で行いましょう。 取り消し書面の両面のコピーを取り、「特定記録郵便」や「簡 易書留」で送ります。
- ③未成年の契約でも、本人が成人後に代金を支払ってしまった場合などは取り消しが出来なくなります。
- ※未成年者のトラブルがとても増えています。特に、携帯電話等で不審なサイトにアクセスし、トラブルに巻き込まれる相談事例が数多く寄せられています。フィルタリングをかける事も大切ですが、家族で話し合い、お互いに注意を促しましょう。

―困ったときは、すぐに下記まで連絡してください!―